

毎月10日は、点(10)検の日！！

- 昨年来の宮崎県での**口蹄疫**の発生、全国9県での**高病原性鳥インフルエンザ**の発生を受け、この度の家畜伝染病予防法改正により家畜所有者による**飼養衛生管理基準の遵守が強化**されました。
- 甚大な被害を及ぼす家畜伝染病の発生予防は家畜所有者**自らが農場への病原体侵入防止**を徹底することにあります。
- この度、府全体の取組みとして、家畜所有者が自主的に行うべき家畜伝染病の発生対策について、**毎月10日に点検**していただくよう設定しました。
- 伝染病予防は**自らの財産（家畜）と経営を守る**ことに直結します。御理解と御協力をお願いします。

◆ 点（10）検項目 ◆

- ① 毎日の家畜の健康観察
- ② 農場出入車両の消毒
- ③ 農場出入人・車両の記録
- ④ 畜舎出入時の消毒
- ⑤ 関係者以外の立入制限
- ⑥ 野生鳥獣侵入防止
- ⑦ 導入家畜の隔離飼育
- ⑧ 発生地への旅行等の自粛
- ⑨ 異常時の通報先の確認
- ⑩ 家畜の伝染性疾病の知識



私たちを守って
ください



京都府丹後家畜保健衛生所

京都府与謝郡与謝野町字下山田616

TEL：0772（43）1125（休日、夜間転送）

FAX：0772（43）1124